

# 山梨県公報

第二千三十九号

平成二十二年

五月十日

月 曜 日

## 公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請  
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。  
平成二十二年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 申請のあった年月日 平成二十二年四月二十三日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人道志・森づくりネットワーク

2 代表者の氏名 大輪知樹

3 主たる事務所の所在地 山梨県南都留郡道志村六千八百八十一番地五

4 定款に記載された目的

この法人は、都市住民や企業団体等が山林所有者・行政と連携して行なう森林整備に対して、事業を円滑に進めるために、それぞれの関係者間の調整(コーディネート)・支援(サポート)等を主体とする事業を行なう。これによって、森林整備に関わる人材の育成・林業家の復活・第一次産業再生、間伐活動を促進するとともに、自然環境と共生できるシステムづくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十二年四月二十六日から同年六月二十五日まで

### ● 山梨県登録販売者試験の実施

薬事法(昭和三十五年法律第四百十五号)第三十六条の四第一項に規定する試験(登録販売者試験と称する。)を次のとおり実施する。  
平成二十二年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 試験日

平成二十二年八月十二日(木)

二 試験場所

1 甲府市武田四丁目三番十一号 山梨大学甲府キャンパス

2 甲府市丸の内二丁目五番四十四号 恩賜林記念館

3 韮崎市本町四丁目二番四号 北巨摩合同庁舎

4 甲州市塩山上塩後千二百三十九番地一 東山梨合同庁舎

## 目 次

道路の区域変更……………三〇七

## 公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請……………三〇七

山梨県登録販売者試験の実施……………三〇七

土地改良区役員の仕事及び就任……………三〇八

## 告 示

### 山梨県告示第七十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十二年五月三十一日まで一般の縦覧に供する。  
平成二十二年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 道路の種類 県道

二 路線名 塩山勝沼線

三 道路の区域

区 間	旧 新 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
甲州市塩山牛奥字百市三三三二番の一地先 から 甲州市塩山花園字反田二〇〇九番地先まで	旧	五・〇 七・八	七二〇・〇
	新	一〇・六 三三・三	六九〇・〇

- 5 南巨摩郡富士川町鯉沢七百七十一番地二 南巨摩合同庁舎
- 6 富士吉田市上吉田一丁目二番五号 富士吉田合同庁舎
- 7 甲府市太田町九番地一 中北保健福祉事務所
- 8 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁北別館五〇七会議室

三 試験項目

- 1 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- 2 人体の働きと医薬品
- 3 主な医薬品とその作用
- 4 薬事に関する法規と制度
- 5 医薬品の適正使用と安全対策

四 受験資格

次のいずれかに該当する者であること。

- 1 旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学及び旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者
- 2 平成十八年三月三十一日以前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。）に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者
- 3 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に基づく中等学校若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれらと同等以上の学校を卒業した者であつて、一年以上薬局又は一般販売業（卸売一般販売業を除く。以下同じ。）、薬種商販売業、配置販売業若しくは店舗販売業の実務に従事した者
- 4 四年以上薬局又は一般販売業、薬種商販売業、配置販売業若しくは店舗販売業の実務に従事した者
- 5 1 から4 に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると知事が認めたる者

五 受験手続

- 1 提出書類
  - (一) 受験願書
  - (二) 受験資格を有することを証明する書類
  - (三) 写真（提出前六月以内に撮影した正面、無帽、上半身像、縦六センチメートル、横四・五センチメートルのものであつて、裏面に氏名を記載したものを願書の写真欄にはり付けること。）
- 2 受験手数料
  - 一万四千円（受験願書に一万四千円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、

消印しないこと。）

受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。

六 受験願書の受付期間及び提出先

- 1 受付期間
  - 平成二十二年五月三十一日（月）から同年六月十一日（金）までの山梨県の休日
  - を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。
- 2 提出先
  - 県内に在住する受験者は各保健福祉事務所（保健所（支所を含む。以下同じ。）に、本人又は代理人が持参すること。ただし、県外に在住する受験者にあつては、山梨県福祉保健部衛生薬務課（山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号）に、本人又は代理人が持参すること。

七 試験結果の発表等

- 1 合格者の発表
  - 平成二十二年九月十五日（水）午前十時に県庁東側、各保健福祉事務所（保健所）の掲示板及び山梨県のホームページに合格者を受験番号で発表する。
- 2 合格通知書の送付
  - 合格者には、合格発表後に合格通知書を郵送する。

八 その他

詳細については、山梨県福祉保健部衛生薬務課（電話〇五五 一一三三 一四九一）に問い合わせること。

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、小篠土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。

平成二十二年五月十日

山梨県知事 横 内 正 明

一 退任

役職名	氏 名	住 所	退任年月日
理事	市川 貞治	大月市猿橋町小篠 五一四番地	平成二十二年三月三十一日
同	原田 隆一	同 八七八番地	同

二 就任

同	同	監事	同	同	同	同	同	同	理事	役職名
高松 基晴	石井 秀廣	和田 紘	藤本 匡支	亀井 政昭	檜島 利廣	畠山 幸元	小俣 幸一	市川 貞治	氏名	
同	同	同	同	同	同	同	同	大月市猿橋町小篠 五一四番地	住所	
同	同	同	同	同	同	同	同	平成二十二年四月一日	就任年月日	

同	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同
原 明彦	中村 正則	原 純夫	石井 秀廣	小俣 好弘	小俣 彦一郎	小鷹 淳男	原田 明德	氏名		
同	同	同	同	同	同	同	同	大月市猿橋町小篠 五七二番地	住所	
同	同	同	同	同	同	同	同	平成二十二年四月一日	就任年月日	

同  
 佐々木進  
 同  
 四三番地  
 同

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番